

さいたま市告示第1483号

熊本地震による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおりとする。

平成28年11月1日

さいたま市長 清水 勇 人

平成28年4月27日付さいたま市告示第624号において別途さいたま市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（法人の市民税及び市たばこ税に係るものに限る。）については、その期限が平成28年4月14日から平成28年11月29日までの間に到来するものについて、平成28年11月30日とする。

都道府県名	地域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町